

◎昭和五七年二月一七日付け法務省民二第一二八二号各法務局長、地方法務局長あて通達

学術研究を目的とする戸籍又は除籍の謄本の交付請求等の承認手続等に関する通達等の整理について

【四八五四】学術研究を目的とする戸籍若しくは除籍の謄本若しくは抄本又は戸籍、除籍若しくは届書類に記載した事項に関する証明書の交付又は届書類の閲覧の請求（以下「交付請求等」という。）については、戸籍法及び戸籍法施行規則の規定に照らし、いずれもこれに依りて差し支えないと考えられるが、これらの請求は、通常、関係する市区町村が多数にわたることにかんがみ、交付請求等の適否及び手数料納付の要否に関する判断（特に、戸籍法第四十八条第二項及び戸籍法施行規則第十一条の三に規定する要件に該当するか否かの判断）が統一的に行われ、かつ、その交付等の事務が迅速・円滑に行われるようにするために、従前か

ら交付請求等に関する事前承認手続がとられてきた。今般、その取扱い方を左記のとおり整理して定めることとするので、貴管下支局長及び市区町村長に周知方取り計らわれない。

記

一 承認申請及びその処理

1 承認申請の相手方

承認申請は、申請者が交付請求等をしようとする市区町村（以下「関係市区町村」という。）を管轄する法務局又は地方法務局（以下「関係法務局」という。）の長に対してしなければならない。ただし、関係法務局が二以上あるときは、その一の長に対して申請すれば足りる。

2 承認申請書の記載事項

前項の承認申請は、左の事項を記載した書面によつてするものとする。

(一) 申請者の氏名及び資格並びに所属機関の名称及び国・公・私立の別

(二) 研究の主体及びその構成並びに代表者の氏名及び資格

(三) 研究の目的及び方法

(四) 交付請求等を必要とする理由

- (甲) 請求者の氏名及び資格
- (乙) 請求の内容
- (1) 研究対象者の範囲とその概数
- (2) 関係市区町村の範囲
- (丙) 請求期間（原則として五年以内に限るものとする。）
- (丁) 研究成果の発表方法、交付を受けた戸籍謄本等の処分方法並びに研究期間中及び終了後における知り得た情報に関する秘密遵守事項
- (戊) その他参考となる事項
- 3 承認申請の可否の判断
- (一) 関係市区町村の範囲が1の承認申請を受けた局の管轄する区域内（法務局が承認申請を受けたときは、管内の地方法務局が管轄する区域を含む。）に限られる場合においては、当該局長限りで申請の可否を判断する。
- (二) 関係市区町村の範囲が、承認申請を受けた地方法務局の管轄する区域を越え、かつ、その地方法務局の事務を指揮監督する法務局（以下「管区法務局」という。）の管轄する区域内に限られる場合においては、承認申請を受けた地方法務局長は、当該管区法務局長に対して承認申

- 請の認容の可否について照会するものとする。
- (三) 関係市区町村の範囲が二以上の管区法務局の管轄する区域にわたる場合においては、承認申請を受けた法務局長又は地方法務局長は、当該申請に対して（地方法務局長は管区法務局を經由して）、承認申請の認容の可否について照会するものとする。
- (四) 右の取扱いは、認容の可否について疑義がある場合の法務局長又は当職に対する照会を妨げるものではない。
- 4 承認申請の認容を相当とする場合の処置
- 承認申請の認容を相当とする場合の手続は、次のとおりとする。
- (一) 3の(一)に該当する場合（法務局長が管内の地方法務局の管轄する区域にわたる承認申請を受けたときを除く。）には、法務局長又は地方法務局長は、必要と認める管内支局長及び市区町村長に対して、認容を相当と考える旨を、別紙(一)の様式に準ずる様式によつて通達すると同時に、申請者に対して、申請を認容する旨並びにこれに関する右通達の年月日及び番号を通知するものとする。

(二) 3の(一)に該当する場合において、法務局長が管内の地方法務局の管轄する区域にわたる承認申請を受けたときは、同局長は、必要と認める管内の地方法務局長並びに直接管轄する区域内の支局長及び市区町村長に対し、認容を相当と考える旨を別紙(一)の様式に準ずる様式によつて通達すると同時に、申請者に対して、申請を認容する旨並びにこれに関する右通達の年月日及び番号を通知するものとする。

(三) 3の(二)に該当する場合には、法務局長は、必要と認める地方法務局長並びに直接管轄する区域内の支局長及び市区町村長に対し、認容を相当と考える旨を別紙(一)の様式に準ずる様式によつて通達するものとする(照会をした地方法務局長に対する回答は、右の通達をもつてこれに代えるものとする)。

承認申請を受けた地方法務局長は、右の通達に基づいて、申請者に対して、申請を認容する旨並びにこれに関する右通達の年月日及び番号を通知するものとする。

(四) 3の(三)に該当する場合には、当職は、必要と認める法務局長及び地方法務局長に対し、認容

を相当と考える旨を別紙(一)の様式によつて通達する(照会をした法務局長又は地方法務局長に対する回答は、右の通達をもつてこれに代えるものとする)。

承認申請を受けた法務局長又は地方法務局長は、申請者に対し、前項と同様の通知をするものとする。

(四) (一)から(四)までの通達を受けた法務局長又は地方法務局長は、必要と認める管内支局長及び市区町村長に対して、当該通達を移達するものとする。

## 二 交付請求等の手続

一 により承認を受けた者が、市区町村長に対して交付請求等をするときは別紙(二)の様式に準ずる書面によつて、また、法務局長又は地方法務局長に対する届書類に記載した事項の証明書の交付請求等をするときは別紙(三)の様式に準ずる書面によつてするものとする。

## 三 その他

承認申請を認容された者に対しては、戸籍公開制度の趣旨及び手数料の要否について十分説明し、請求が適正になされるよう指導するものとする。

別紙(一)

法務省民二第 号

年 月 日

法務省民事局長

法務局長  
地方法務局長 あて

學術研究を目的とする戸籍又は除籍の謄本の  
交付請求等について(通達)

左記の請求に関する承認申請( 年 月 日付け○  
○第 号○○(地方)法務局長照会)については、  
認容を相当と考えるので、右御了知の上、貴管下支局  
長及び市区町村長に周知方取り計らわれない。

記

- 一 研究の目的及び交付請求等(以下「請求」とい  
う。)を必要とする理由の要旨
- 二 請求者の氏名及び資格
- 三 請求の種類及び対象
- 四 請求期間
- 五 手数料の要否
- 六 その他

別紙(一)

戸籍謄本等の交付請求書

年 月 日

市区町村長 殿

請求者 住所 (〒 )

国(公・私)立 大学医学部 科教授

電話

氏名 ㊟

医学研究のため、下記のものについて戸籍謄本（又は、除籍謄本、戸籍抄本、除籍抄本）を1通交付願います（昭和 年 月 日付け法務省民二第 号通達）。

記

1	本 籍 筆 頭 者 の 氏 名 必要とする者の氏名
2	本 籍 筆 頭 者 の 氏 名 必要とする者の氏名
3	本 籍 筆 頭 者 の 氏 名 必要とする者の氏名

別紙(三)

死亡診断書記載事項証明請求書

年 月 日

法務局長 殿

請求者 住所(〒 )

国(公・私)立 大学医学部 科教授  
電話

氏名 ㊦

医学研究のため、下記のものについて別紙により証明願います(昭和 年  
月 日付け法務省民二第 号通達)。

記

1	本 籍 筆頭者の氏名 事 件 本 人 届 出 年 月 日
2	本 籍 筆頭者の氏名 事 件 本 人 届 出 年 月 日
3	本 籍 筆頭者の氏名 事 件 本 人 届 出 年 月 日

死亡診断書記載事項証明書

(※印は請求者が記入する)

事件 本人	※ 氏名	※ 1男 2女		※ 年齢	満 歳
	※ 本籍				※ 筆頭者の 氏名
証 明 事 項	※ 死亡年月日		※ 届出年月日	昭和 年 月 日	
	死亡の場所				
		1 病院	2 診療所	3 自宅	4 その他
死亡の原因	I	(イ) 直接死因			
		(ロ) (イ)の原因			
		(ハ) (ロ)の原因			
	II	その他の身体 の状況			
医師名					

上記の事項は、死亡届に添付の死亡診断書（死体検案書）に記載があることを証明する。

昭和 年 月 日

職印